

## 市第81号議案

## 区民文化センターの指定管理者の指定

次のように区民文化センターの指定管理者を指定する。

令和3年12月7日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市鶴見区民文化センター	西区岡野二丁目 6番6号	神奈川共立・ハリマビシステム 共同事業体 代表者 株式会社神奈川共立 代表取締役 森山 英明 社 長	令和4年4月1日か ら令和9年3月31日 まで
横浜市神奈川区民文化センター	神奈川区栄町5 番地の1	横浜メディアアド・清光社 共同事業体 代表者 株式会社横浜メディアアド 代表取締役 三浦 彰久 社 長	同
横浜市港南区民文化センター	西区高島一丁目 2番8号	京急グループ共同企業体 代表者 株式会社京急アドエンタープ ライズ 代表取締役 上野 賢了 社 長	同
横浜市旭区民文化センター	神奈川区栄町5 番地の1	横浜メディアアド・相鉄・神 奈川共立共同事業体 代表者 株式会社横浜メディアアド 代表取締役 三浦 彰久 社 長	同

横浜市栄区民文化センター	西区岡野二丁目 6 番 6 号	神奈川共立・J S S 共同事業 体 代表者 株式会社神奈川共立 代表取締役 森山 英明 社 長	同
横浜市泉区民文化センター	西区北幸二丁目 9 番 14 号	相鉄企業株式会社 代表取締役 佐武 宏 社 長	同

### 提 案 理 由

横浜市鶴見区民文化センター等の指定管理者を指定したいので、  
地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

**参 考**

**神奈川共立・ハリマビステム共同事業体の構成員**

- 1 西区岡野二丁目6番6号  
株式会社神奈川共立  
代表取締役社長 森 山 英 明
- 2 西区みなとみらい二丁目2番1号  
株式会社ハリマビステム  
代表取締役社長 鴻 義 久

**横浜メディアアド・清光社 共同事業体の構成員**

- 1 神奈川区栄町5番地の1  
株式会社横浜メディアアド  
代表取締役社長 三 浦 彰 久
- 2 中区山下町1番地  
株式会社清光社  
代表取締役社長 鈴 木 真

**京急グループ共同企業体の構成員**

- 1 西区高島一丁目2番8号  
株式会社京急アドエンタープライズ  
代表取締役社長 上 野 賢 了
- 2 東京都杉並区下高井戸1丁目18番12号  
株式会社クラフト  
代表取締役社長 岩 田 晃
- 3 西区高島一丁目2番8号

京急サービス株式会社

代表取締役社長 檜野敏弘

**横浜メディアアド・相鉄・神奈川共立共同事業体の構成員**

- 1 神奈川県栄町 5 番地の 1

株式会社横浜メディアアド

代表取締役社長 三浦彰久

- 2 西区北幸二丁目 9 番 14 号

相鉄企業株式会社

代表取締役社長 佐武宏

- 3 西区岡野二丁目 6 番 6 号

株式会社神奈川共立

代表取締役社長 森山英明

**神奈川共立・JSS 共同事業体の構成員**

- 1 西区岡野二丁目 6 番 6 号

株式会社神奈川共立

代表取締役社長 森山英明

- 2 東京都大田区大森南 2 丁目 18 番 2 号

株式会社ジェー・エス・エス

代表取締役社長 二神静枝

**地方自治法（抜粋）**

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第 7 項から第 11 項まで省略)

